

マイナンバーカードの健康保険証 利用開始のお知らせ

当院の窓口でマイナンバーカードが令和4年12月1日より健康保険証として利用できるようになりました。

マイナンバーカードの健康保険証利用には、事前登録が必要になります。スマートフォン等による「マイナポータル」サイトからの事前登録が必要となります。

※マイナンバーカードを健康保険証として利用するための初回登録について
登録方法については、以下のマイナポータルサイトをご確認ください。

https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合は、マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーにかざしてください。

**※マイナンバーカードの登録は必須ではありませんので、今まで通り健康保険証など
をお持ちいただいても対応いたします。**

初回登録時にご持参いただくもの

- マイナンバーカード
- 健康保険証
- その他いつも持参している証書

公費負担医療受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など

・ 資格確認端末の設置場所について

当院では、マイナンバーカードによる保険情報等の照会（資格確認）を行うための専用カードリーダーを3台（外来2台・入院1台）設置しております。

※詳細は、厚生労働省のリーフレットをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000845755.jpg>

※ご不明な点がございましたら、窓口までお問い合わせください。